6　Summary
⑴, ⑵, ⑷～⑹　The same with notice above (No. 1)
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the superstructure of Metropolitan Inter-City Expressway Yokomachi area No. 2 viaduct.

○第３号

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　新木場地区下部その２工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　東京都江東区新木場１丁目地先
⑷　工事内容　工事延長　Ｌ＝約540m
・ＲＣ橋脚工（Ｔ型橋脚、杭基礎）24基
・基礎工（ＳＣ＋ＰＨＣ杭　φ800、Ｌ＝41.5～58.5m）264本
・躯体工（鉄筋約1,100ｔ、コンクリート約5,900㎥）１式
・仮設工（鋼矢板Ⅲ、Ⅳ型　Ｌ＝7.0～12.5m）１式
・液状化対策工　１式
・鋼管矢板（φ１，000　Ｌ＝24.5～26.5ｍ）99本
・鋼矢板（Ⅲ、Ⅲｗ型　Ｌ＝9.0～23.5m）87枚
・現場打擁壁工（鉄筋約14ｔ、コンクリート約200㎥）Ｌ＝105m
・共同溝換気口移設(鉄筋約３ｔ、コンクリート約30㎥）２箇所
・道路改良工　１式
⑸　工期　平成23年３月25日まで
⑹　使用する主要な資機材　鉄筋　約1,100ｔ、コンクリート　約6,100㎥
⑺　本工事は、入札時にＶＥ提案として「下部工の品質管理に係わる具体的な施工計画」を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ（総合評価落札方式）の試行工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
　なお、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑻、⑽～⑿、⒁、⒂　第１号１⑻～⑾、⒀、⒁に同じ
⑼　本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⒀　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリングの実施等を行い、乖離理由を検討したうえで場合によっては工事成績評定を減ずる試行対象工事である。なお、工事コスト調査の内訳については、工事コスト調査終了後関東地方整備局又は首都国道事務所のホームページにより公表する。

2　競争参加資格
⑴、⑷、⑹、⑻、⑽、⑾　第１号２⑴、⑶、⑸、⑺、⑼、⑽に同じ
⑵　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）
⑸　平成８年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
　なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
　また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
①　鉄筋コンクリート構造の橋台または橋脚の工事であること。
②　基礎形式が既製杭で杭長35m以上の施工実績を有すること。
　ただし、上記①、②は同一工事であること。
　経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記の施工実績を有し、他の構成員は上記①の施工実績を有すること。
⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
①、③　第１号２⑹①、③に同じ
②　１人の者が、平成８年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑸に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
　ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の施工経験を有していればよい。
　複数の技術者を同時に申請する場合は、申請する全ての者が上記の施工経験を有していること。
　なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。
⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者、ならびに受託者である設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

3　総合評価に関する事項
⑴、⑶、⑸　第１号３⑴、⑶、⑸に同じ
⑵　総合評価の方法
①、③、④　第１号３⑵①、③、④に同じ
②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記㋐、㋑のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記㋒の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。
㋐　技術提案の項目として、「下部工の品質管理に係わる具体的な施工計画」
㋑、㋒　第１号３⑵②㋑、㋒に同じ
⑤　②㋐の「下部工の品質管理に係わる具体的な施工計画」の技術提案については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、優（30点）、良（15点）、可（３点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。
　②㋑の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、施工計画の内容に応じて、優（30点）、良（15点）、可（０点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である場合又は重要事項が記載されていないなど不適切である場合は欠格とする。
⑷　⑵②㋐「下部工の品質管理に係わる具体的な施工計画」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点を減ずる。

4　入札手続等
⑴～⑷　第１号４⑴～⑷に同じ
⑸　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。
①～③　第１号４⑸①～③に同じ
　開札は、平成21年９月25日（金）13時30分関東地方整備局総務部契約課にて行う。

5　第１号５に同じ

6　Summary
⑴, ⑵, ⑷～⑹　The same with notice above (No. 1)
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the substructure of Shinkiba area No. 2.